

産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン  
【追補版】 A-4 知の循環

戦略的産学連携のノウハウ  
～さくらツール活用法～

2021年2月8日

桜坂法律事務所  
弁護士 林 いづみ

## 目次

# 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】 A-2-4 知の好循環

1. 戦略的産学連携契約のための「さくらツール」
2. さくらツール・個別型
3. さくらツール・コンソーシアム型
4. 機微技術の取り扱いに関する注意



## 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】

—産学官連携を通じた価値創造に向けて— (2020年6月 文部科学省・経済産業省)

### 特徴

- ① 産学官連携を「コスト」ではなく「価値」への投資としてとらえ、「知」を価値付け（値付け）する手法を整理
- ② 「組織」から大学発ベンチャーを含む「エコシステム」へと視点を拡大
- ③ 大学等と産業界の両者を対等なパートナーとして、産業界向けの記載を新たに体系化

### セクションA 大学等への処方箋

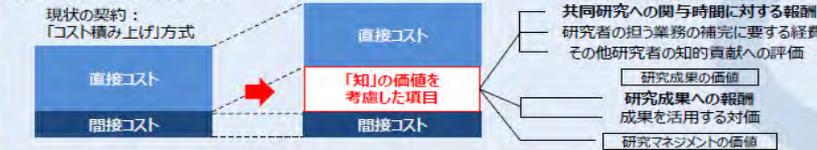
2016年ガイドライン実現上のボトルネックへの処方箋について整理するとともに、社会情勢と産業構造の変化に伴う新たな処方箋を提示



#### A-1. 資金の好循環

- 1 研究者等の有する「知」への価値付け
- 2 研究成果として創出された「知」への価値付け
- 3 必要となるコストの適切な分担

「コスト積み上げ」のみならず、常勤教員・学生の関与時間に対する報酬、成功報酬等の「知」の価値付けの手法を提示



#### A-2. 知の好循環

- 4 知的財産権の積極的活用を前提とした契約

#### A-3. 人材の好循環

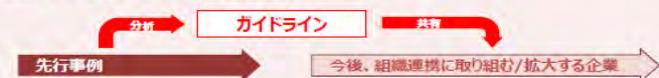
- 5 兼業・クロスアポイントメント制度の活用

#### A-4. 産学官連携の更なる発展のために検討すべき事項

- 6 大学等の外部の組織の活用
- 7 研究・産学官連携に対するエフォートの確保

### セクションB 産業界への処方箋

産学官連携により新たな価値創造を目指す企業のために、先行事例を分析して手法を体系化、グッドプラクティスを共有



#### B-1. プロジェクトの構想・設計

- 1 経営層のコミットメント
- 2 様々な経路でのパートナー探索
- 3 ビジョンやゴールの設定

#### B-2. 共同研究のマネジメント

- 4 連携の責任者と窓口の一元化・明確化
- 5 複層的なコミュニケーションと進捗管理

#### B-3. パートナーへの投資

- 6 連携により得られる「価値」への投資
- 7 大学のマネジメント等に対する適切な支出

#### B-4. 長期的な人的関係の構築

- 8 人材交流の深化
- 9 次世代を担う人材の育成

#### B-5. 研究成果の事業化

- 10 共同研究から事業化までの継ぎ目無い接続
- 11 価値創造のための知的財産の戦略的活用

## 【セクションA 大学等への処方箋】 A-2. 知の好循環

### 4 知的財産権の積極的活用を前提とした契約

#### 現状と課題

- 特許の出願形態について、日本では単独出願が共同出願より少なく<sup>1</sup>、大学の特許がほとんど単独出願である米国とは大きく状況が異なる。
- 共同出願の場合、その活用は共有先の企業にほぼ限られるため、例えば当該企業が防衛的に当該特許を保有していたり、社内の方針によって活用の道が閉ざされたりといったケースにおいては、結果として大学の「知」の一部が新たな価値の創出に貢献できなくなる可能性もある。このような状況を踏まえ、企業との共同出願の特許について、当該企業へ有償譲渡を行う取組もみられる<sup>2</sup>。
- 研究成果の製品・サービス化や社会実装を行うフェーズで知的財産権を活用する場面においては、その保有関係は、よりシンプルであること、すなわち、保有主体が分散されていない状態であることが望ましい。

## 処方箋

- ✓ 「共同研究」を前提とせず、内容等に応じて「受託研究」等の契約形態を柔軟に提示する。
- ✓ 「さくらツール」も活用しながら、研究成果の活用を見据えた柔軟な契約交渉を行う。
- ✓ 産学連携の担当部署とベンチャー支援の担当部署が密接に連携する。

## (1) 契約形態の見直し

- なお、日本においては、歴史的経緯から、産学官連携における知的財産権の取扱いとしては、「受託研究」においては大学等の単独保有、「共同研究」においては、企業と大学等による共同保有とされることが多い。
- 特に国立大学法人においては、2004年の法人化以降、「受託研究」における間接経費の直接経費に対する比率が30%程度である一方で、「共同研究」における間接経費の比率を10%前後とすることが一般的であった<sup>1</sup>。このことも影響し、内容が「受託研究」に近いものであっても「共同研究」契約とされ、結果として「共同研究」契約の件数が相対的に多くなっている<sup>2</sup>。
- しかしながら、前述の通り、「共同研究」契約における間接経費の直接経費に対する比率は、近年「受託研究」と同程度の水準まで引き上げられる傾向にあり、この点において、「共同研究」と「受託研究」の差はなくなってきていると言える。
- したがって、例えば企業が資金やテーマ、材料・設備等を提供し、必ずしも企業側の研究者が関与しない場合等の連携については、「共同研究」を前提とするのではなく、内容に応じて「受託研究」等の契約形態を柔軟に提示することにより、知的財産権の保有関係をシンプルにしていくことが望ましい。

## (2) 「さくらツール」(日本版ランバート・ツールキット) の活用

- 契約形態を「共同研究」にする場合であっても、契約の締結に際しては、“とりあえず”共同保有としてしまうのではなく、契約締結の段階で研究成果の活用を見据え、単独か共有かを定めることも有効である。
- この場合に、共同研究の契約において、研究成果の活用を第一に考え、大学又は企業の単独保有とする選択肢を含めた契約モデルや考慮すべき要素を整理した「さくらツール」(日本版ランバート・ツールキット)<sup>3</sup>が活用できる。
- また、複数のプレイヤーが参画するとともに同時に多様なテーマが設定されるようなコンソーシアム型の形態も見受けられる。このような形態においては、活用を見据えたコンソーシアム等内の知財戦略、契約コストの簡素化等も課題として挙げられることから、活用を担う当事者に研究成果を集約する選択肢を含めた契約モデルを提示した、コンソーシアム型の「さくらツール」<sup>1</sup>が活用できる。
- 近年、研究開発型のベンチャーと大学が共同研究契約を結ぶ事例も増加している。研究開発型ベンチャーは、そのスピード感や事業計画における知的財産の重要性等が大企業とは大きく異なり、契約等においてもこれらの点に特に留意すべきである。

## 「さくらツール」(日本版ランバート・ツールキット)

大学と企業との共同研究契約にあたっては、従前の契約書ひな形に沿った硬直的な契約交渉が行われているという声があがっていた。また、共同研究成果がとりあえず共同出願、共有特許とされたため、事業化につながっているかは不透明な状況にあった。

そこで、2016年度文部科学省の調査研究事業において、英国のランバート・ツールキットを参考に、大学と企業の1対1の共同研究について11種類のモデル契約書をまとめた個別型の「さくらツール」を提示した。さらに2017年度には、複数の大学等や民間企業が参画したコンソーシアムを形成する形態の共同研究契約について5種類のモデル契約書をまとめたコンソーシアム型を提示した。

「さくらツール」は、契約交渉を行う体制が十分でない中小規模・地方大学又はベンチャー企業を含む中小企業を念頭に作成されており、これらの大学又は企業における共同研究契約の柔軟かつ効率的な交渉を促進するとともに、事業化までを想定した契約を締結することにより、共同研究成果が適切に事業化に繋がる可能性を高める効果が期待される。

## (3) 産学官連携とベンチャー振興の取組の一体的運用

- 大学が特許を単独保有することは、大学発ベンチャーの設立と成長にとっても、非常に重要な要素となる。大学発ベンチャーの事業計画を保証する特許の保有形態は、ベンチャーキャピタル（VC）の投資判断に大きく影響を与えるからである。また、大学発ベンチャーの設立に当たって、その事業計画にとって重要な特許が他の企業との共同保有であった場合に、共有先の企業から同意が得られないなどのケースも想定される。
- したがって、学内において産学官連携の担当部署とベンチャー支援の担当部署は、両者が密接に連携し、研究成果の実用化がどのようになされるべきかを想定しながら、大学等と企業の両方が納得できるよう知的財産の単独保有や共同保有の方法を工夫するなど、一体的なサポートを行う必要がある。例えば、大学発ベンチャーを設立することを将来的な選択肢として予定する場合は、特許を大学が単独で保有することの重要性を認識し、特に特許の共有については慎重に判断すべきである。
- このような産学官連携の担当部署とベンチャー支援の担当部署の連携は、特許の保有形態にとどまらず、大学等を核としたベンチャー・エコシステムとして企業と長期的な関係を構築する際に不可欠となる（セクション A「はじめに」参照）。

# 1 戦略的産学連携契約のための 「さくらツール」

「さくらツール」とは  
研究成果の最適な活用を実現するために  
研究成果の権利と実施権の配分を  
複数のパターンで明確に規定した契約のモデル（類型）と  
モデル選択に当たっての考え方（考慮要素）の整理を  
提供するツール

## 我が国の産学連携における契約の実態と課題

### ■ ニーズ

オープン&クローズ戦略の重要性→共同研究の形態の多様化に対応した高度のマネジメントが必要

### ■ 実態

- ・知財の保有・実施等の合意が困難で研究先行。後から共同研究開発契約のひな形にもとづき、**とりあえず共有で契約締結**していないか？
- ・**企業との共願の場合**：相手先企業と持分比率、出願等の経費分担を相談して処理。大学にとって管理コストがかかるだけで持分保有メリットなく、第三者への権利移転をしたくても協議による企業との合意は困難で**活用機会喪失**していないか？
- ・**大学単願の場合**：TLOからの問い合わせで教員が営業先を紹介。TLOが特許移転を営業するがうまくいかず**大学の特許ファイルとして公開して終わっていないか？**

### 👉 課題

最適な研究成果の活用を実現するための戦略的な産学連携契約の締結  
共願・共有の使い勝手の悪さから、いかに脱却するか？

## 大学内の知財・リスク管理は連携の大前提

1. **職務発明**規程：改正特許法35条により、**予めの定めで**  
原始的発明者帰属と機関帰属を**選択可**

★**権利帰属の不安定性を解消/知財管理事務の効率化を図る**  
ために⇒**折衷モデル**（国委託研究や企業との共同研究等の成果は原始的機関帰属とし、その他は発明者帰属）

2. **営業秘密**管理規程：改正不正競争防止法による保護強化

3. **利益相反禁止**規程：各研究室の研究の一元的管理が必要

注：大学と雇用関係にない大学の学生、留学生、大学院生、ポスドク、派遣者等（以下、「学生等」）については、特許法第35条に定める「従業者等」に該当しない。よって、学生等による発明は職務発明には該当せず、当該発明に係る特許を受ける権利は、学生等に帰属する。

☞ 学生等については、研究プロジェクトに関与させる前段階で、契約により、①成果発明等の機関帰属、②利益相反、③秘密保持についての合意を得る必要がある。

# 活用とリスク回避の鍵は戦略的契約管理

| よくある状況                     | リスク(知財関係)                                 | 契約管理   |
|----------------------------|---|--|
| 一人の研究者又は校内で、研究内容が重複抵触(COI) | 成果、秘密情報の区分困難、契約違反(競業禁止義務等)                | 共同契約に入る前に相手方、研究テーマを一元管理。抵触しない・拘束されない契約を締結する。 |
| 学生(留学生)の研究参加               | 職務発明や職員に対する規定の拘束がない。競業企業への就職など、成果・情報の管理不能 | 関与させる場合には、予め、成果の帰属、秘密保持の誓約書が必要(研究関与させない選択肢も) |
| 契約締結前に共同研究を開始              | 成果、秘密情報の取り扱いで紛争                           | 無償の関係でも、予め契約締結で条件を決めておく必要あり                  |
| 中国企業が相手                    | 中国法(技術完成保証義務、政府への情報開示義務等の強行規定の存在)         | 免責規定(契約対応できないリスクあり。共同関係に入らないことも選択肢)          |
| 研究に使用するマテリアルを外部購入          | MTAにおいて、マテリアル提供者に研究成果・情報が帰属する規定あり         | 研究者の啓発活動、契約の一元管理が必要                          |

参考: 飯田香緒里先生「契約マネジメントモデルの検討」 H30年度産学官連携リスクマネジメントモデル事業ネットワーク構築2018年12月20日実務者研修会

## さくらツールは契約交渉実務ガイド

- 契約は、事業（産学の連携）の目的・狙い（ビジョン）を共有し、その目的の実現のための枠組みを「合意」するもの
  - 合意は、提案と修正提案の繰り返しにより到達
  - ☞ ①交渉に時間がかかり「とりあえず共有」で研究先行にならないよう、予め交渉スケジュールの合意も必要 ②中途の合意内容を確認するために、覚書、MOU、LOIを作成する場合は法的拘束力の有無を明記すること。
  - さくらツールの活用法は色々
- 1：相手方に提案（または修正提案）する契約書を作成するベース
- ☞ ①考慮要素により契約モデルを選択
  - ②モデル契約書において[A] / [B]と記載されている箇所では、案件に応じて条件を選択する（後述）、その他③案件に応じて条項をカスタマイズ
- 2：既存の他の契約書案を確認、修正する際の参考資料
3. 詳細な契約文章を提案する前に、重要条項を抜き出したタームシート (Term Sheet) を使って交渉を進める/TS作成の参考資料



## 2 さくらツール・個別型

11 類型のモデルとモデル選択にあたっての考慮要素を提案

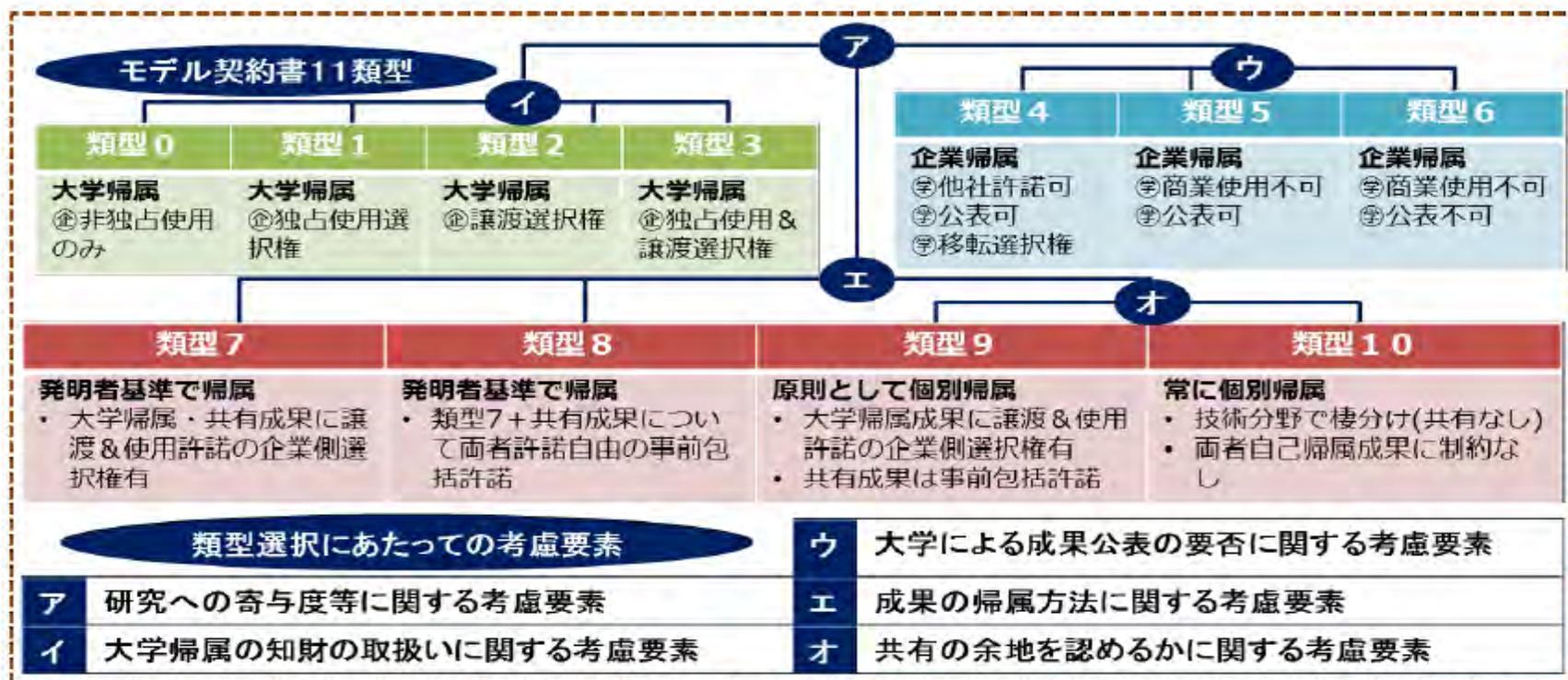


図 A-9：さくらツール（個別型）の概要

- 大学が相当の知的貢献をし、研究成果が基本的なものである場合には、発生する知的財産は大学に帰属した上で、企業の活用条件を当事者間で柔軟に交渉できるようにすることが望ましい。（類型0、類型1、類型2、類型3）
- 企業が相当の知的貢献、経済的貢献をし、研究成果が企業の競争領域に強く関連している場合には、発生する知的財産は、企業が可能な限り権利を確保する機会が与えられる。（類型4、類型5、類型6）
- 共有特許とする場合には、原則として、事前に包括的な同意を取得することとして、第三者に実施許諾できるようにし、企業が独占実施を希望する場合には、実施料を設定することも考えられる。（類型7、類型8）

## ア 研究への寄与度等

- ① 共同研究のテーマに関し、バックグラウンド技術・知的財産を有していること
- ② 研究費負担の割合
- ③ 研究を実施する施設・設備
- ④ 研究関与者の比率（専任・兼任（従事時間）/出向）
- ⑤ 共同研究テーマが企業の競争領域と関連している度合い（強→企業独占担保）
- ⑥ 企業に知的財産権を出願・維持する資金があるか（なし→大学帰属）

**\* 共同研究に対してより大きな寄与をした当事者が成果たる知的財産権を取得する。ただし、活用第一の類型選択が必要。**

**\* 大学が大：イ（類型 0～3）/企業が大：ウ（類型 4～6）  
/大差なし：エ（類型 7乃至10）**

## イ 知的財産権の取り扱い（企業の譲受・独占の 選択権付与）の考慮要素：活用第一の観点

- ① 研究成果に関し企業が事業化に取り組まない用途・分野・市場等が生じるか
  - ② 大学研究者の長期的研究における知的財産権の重要性
  - ③ 研究テーマに関し大学がバックグラウンド技術・知的財産権を有している割合
  - ④ 企業が事業化するにあたって知的財産権の譲渡を受ける必要性
  - ⑤ 大学の特許予算額
  - ⑥ 大学の権利管理ノウハウの蓄積
- \* ①～③は、企業が譲受の選択権をもたない類型 0、1
- \* ④ありは、企業が譲受の選択権をもつ類型 2、3、
- \* ⑤、⑥なしは、企業が独占または譲受の選択権をもつ類型 1～3の方向
- \* 類型 7～9での企業の選択権の是非の考慮要素も共通

## 類型3（大学帰属・企業独占使用&amp;譲渡の選択）16条

1 乙は、本発明等の出願等から2年以内に、甲に対し、書面により通知することにより以下の各号のうちいずれか一つを選択できるものとする。ただし実施料その他の選択権行使により許諾される実施権の条件の詳細は、甲乙間で協議して定めるものとする。

(1) 本共同研究を遂行する目的以外の目的で、本発明等を〔無償／有償〕で、非独占的に実施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のためにする第三者による製造（乙又は乙の子会社が納入（部材購入による場合を含む。）を受ける範囲での製造に限る。）は、乙の実施とする。

(2) 本発明等を〔無償／有償〕で、第三者への非独占的实施許諾を含む独占的に実施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のためにする第三者による製造（乙又は乙の子会社が納入（部材購入による場合を含む。）を受ける範囲での製造に限る。）は、乙の実施とする。

(3) 甲より有償で本知的財産権の譲渡を受ける権利。

2 乙は、前項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

👉 対価（以下、「実施料等」）の支払い方法

➤ モデル契約書では、対価の算定・支払方法について具体的に定めていない（対価が発生する段階で当事者間で別途合意することを想定）が、総論（P198以下）で解説

👉 実施料が何の対価であるか（対象IP、許諾範囲、期間）を明確にしておくことが大事

（注）**実施料の支払方法**としては、

- ① ランプサム（一時金）
- ② マイルストーン（一定の条件が満たされ又は一定の時期が到来した場合に支払う）
- ③ ランニング（当該知的財産を使用した製品の販売価格・数量に応じた金額を継続的に支払う）、
- ④ 上記①から③の組み合わせ等

\* 現金のかわりに**新株予約権**による支払も可

## 支払方法の文例（P201～）

### 類型3の第17条8 選択権行使の対価支払

- 1 乙が、前条第1項第1号を選択した場合、乙は、当該選択にかかる通知を甲にした日から[○日]以内に、金[○○]円を支払うものとする。
- 2 乙が、前条第1項第2号を選択した場合、乙は、甲に対し、当該選択にかかる通知を甲にした日から、本知的財産権を用いた製品の[例: 正味販売価格]の[○]%の実施料を支払うものとする。
- 3 乙が、前条第1項第3号に基づく譲渡を受ける場合の譲渡対価は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(注)

A-4の「さくらツール」では、**成果活用の対価の支払い**についての条項例を設けているが、  
A-1 資金の好循環では、**その他の企業から大学への支払い**の場面を提案している。

例1. 企業から、共同研究への関与時間に対する報酬（タイムチャージ）を直接経費として受領しても、学内では間接経費として会計処理

例2. 設備使用料や電気代などを「戦略的産学連携経費」として企業から受領

## ウ 大学による成果公表の要否 (企業単独帰属類型 4～6 の考慮要素)

- ①大学の研究者が研究成果を公表する必要があるか
- ②学生が研究成果を学位論文として公表する必要があるか
- ③企業にとって、研究成果をノウハウ等として維持すべき事情があるか

\* ①② あり→類型 4 や 5 を選択する動機

\* ③ あり→類型 6 を選択することにより予め包括的に成果公表を禁止する動機

## エ 成果の帰属方法

(アの寄与度等到大差がない類型7～10の考慮要素)

- ①研究成果を技術分野ごとに区切ることができるか
- ②共同研究における役割分野が明確か
- ③企業が事業化する分野が予め決まっているか

\* ①～③ No→発明者基準（類型7, 8）

特に③Yes→分野ごとに帰属先を取り決める類型9又は10

\* 類型7～9を選択した場合の、企業の譲受権または独占権の選択権を認めるかどうかの類型の選択や類型内の選択肢の加除修正の検討については、イの①～⑥考慮要素を参照。

## 才 共有の余地を認めるか

(技術分野基準：類型9又は10)

- ① 共同研究開始時に想定される研究成果以外に、予測できない研究成果が生じる可能性が高いか
- ② 大学又は企業が共有による相手方との関係維持を希望するか
- ③ 大学による独自の権利管理は困難か

\* ①高い→共有の余地を残す類型9を選択【但し、個別具体的な技術について予想困難でも大きな技術分野として予想可能であれば、大学又は企業のいずれかに必ず単独で帰属する類型10を選択可能】【大学又は企業が興味・関心がある技術分野に係る知的財産権についてのみ当該大学又は企業への単独帰属とし、それ以外は他方当事者に単独帰属とする線引きも可能。】

\* ②希望、③困難→ 共有者として企業の協力を求めやすい  
類型9

### 3. さくらツール・コンソーシアム型

複数の大学等や民間企業が参画したコンソーシアムを形成する形態の共同研究では、参画する機関が増加するため、

**成果が生じてからの利害調整が複雑化**

☞ 共同研究契約締結時に、成果の取り扱いを定めることが、さらに重要！

**5 類型**のモデルと選択に当たっての考慮要素を提案

## さくらツール(コンソーシアム型)

### モデル選択にあたっての考慮要素

### モデル契約書 5類型

#### ア コンソーシアムの対象となる研究テーマに関する事情

- ① 対象となる研究テーマが基礎的な内容であるか、或いは、ある程度実用化段階に近いものであるか
- ② 研究テーマが参加企業の競争領域と関連している度合いが高いか
- ③ 研究テーマに関する基本特許その他の知的財産の蓄積(いわゆるバックグラウンド技術・IP)があるか
- ④ 大学等の非営利機関の参加当事者において長期的研究継続の予定があり、その際知的財産権の確保が重要といえるか

#### イ コンソーシアムの成り立ちや参加当事者に関する事情

- ⑤ 研究資金の原資が政府系資金であるか
- ⑥ コンソーシアム開始時に成果の実用化についての具体的態様が特定又は合意できているか
- ⑦ 知的財産の管理やライセンス活動等の利活用を行う能力や資金があるか

#### ウ その他の事情

- ⑧ 実用化に向けた取り組みの過程で、同業種間又は異業種間で情報共有をする必要があるか
- ⑨ 研究テーマに関する分野において同業他社間での競争は激しいか(或いは、同業他社間でも協力はありえるか)

モデル  
1

#### 非営利機関中心の活用モデル

- ◆ 参加者のうち特定の大学・研究機関(「活用機関」)に成果を集約し、活用機関がライセンスを通じて活用・事業化を図るモデル

モデル  
2

#### 第三者機関管理・活用モデル

- ◆ 参加者以外の第三者(「活用第三者」)に成果を集約し、活用第三者がライセンスを通じて活用・事業化を図るモデル

モデル  
3

#### 単一企業中心の活用モデル

- ◆ 参加者のうち特定の企業(「活用企業」)に成果を集約し、活用企業が事業化・活用を図るモデル

モデル  
4

#### 複数当事者中心の活用モデル

- ◆ 成果の事業分野毎に、参加者のうち特定の二者(併せて「各活用当事者」)に原則として成果を集約し、各活用当事者が事業化・活用を図るモデル

モデル  
5

#### 各参加者共有モデル

- ◆ 成果は発明者主義にて各当事者に帰属し、各当事者が事業化・活用を行うモデル

## さくらツール・コンソーシアム型のポイント

1. 連携開始時に、研究成果の活用ビジョン（戦略）を共有し、**成果を中心的に活用する（できる）者**（活用主体 cf. Lead Exploitation Party (LEP))に、権利/実施権を**集約（有償譲渡またはサブライセンス権付独占的ライセンス）**→モデル1～4【モデル5（参加者共有）は成果の活用戦略を合意できない場合】（総論P214の一覧表）
2. 参加当事者以外の非営利の**第三者機関**を設立して成果を集約し、コンソーシアム終了後の管理・活用を可能とするモデル（＝モデル2）
3. **考慮要素①～⑨**を**総合的に検討**してモデルを選択
4. **データ**についても、契約時に対象データの範囲を特定して、個別に集約の有無・条件を取決め（定義条項＋詳細は別紙（例））
5. 解説の総論において、集約・ライセンスや、対価等の条件設定に関する**各種のオプションの契約文例や契約の基礎を紹介**
6. モデル契約書1～5ごとに、「国プロ」の共同研究契約（または研究受委託契約）を前提とする「**知財合意書**」も提供

## 成果の集約方法（モデル1～4の第14条）

- 各コンソーシアム参加当事者（甲）に所属する研究担当者が発明を行った場合、本来、当該発明等に係る知的財産権は（承継または原始的に）甲に帰属
  
- モデル1～4の14条では、集約方法を選択する仕組み
  - a. 権利を、甲から、中心利用機関（参加当事者・モデル2では第三者機関）（乙）へ**譲渡**【権利を集約】
  - b. 権利は甲に帰属したままで、中心利用機関（参加当事者・モデル2では第三者機関）（乙）に、**当該発明等に係る再実施許諾権付きの独占的实施権を付与**（甲は自己実施不可）【実施権を集約】
  
- a. b. による**集約の対価を支払う**（→B）。  
モデル2で新規設立された第三者機関が資金がない場合、「対価の支払は、受領する実施料の分配を受ける権利の付与で代える」文案もある。

## ア コンソーシアムの対象となる研究テーマに関する事情

- ①**基礎的（初期段階）テーマ**の場合、活用主体を大学・非営利第三者機関として集約する方が将来の活用に有用。実用化段階テーマの場合は、特定企業（複数含む）に集約する方が事業化を促進。
- ②**企業の競争領域と強く関係するテーマ**は、初期段階でも、参加企業のBIPをベースにするため、参加企業を活用主体とする方向。
- ③**成果の効率的な実用化**には、バックグラウンドIP（BIP）を保有し、共同研究に提供（寄与）した当事者を活用主体として集約する方が役立つ。
- ④**テーマについて大学等の非営利機関による長期的研究継続の予定がある場合**、成果は実施許諾等により活用可能な状態に置くことが望ましい（参加企業に集約すると、コンソーシアム終了後の研究継続により得た新たな成果の事業化の妨げとなる可能性がある）。

## イ コンソーシアムの成り立ちや参加当事者に関する事情

- ⑤ 研究資金の原資が政府系資金の場合、公共性の観点から大学等や第三者機関を活用主体として成果を集約することが好ましい場合がある。
- ⑥ コンソーシアム開始時に成果の実用化について具体的態様が特定または合意できている場合、モデル4のように、技術分野や製品形態等の用途ごとに分割し、複数の当事者に集約または活用主体を複数とすることにより、実用化・商業化に取り組む  
(例：競争領域に係る成果を参加企業に集約して既に想定されている製品形態等で早期実用化する一方、非競争領域に係る成果は大学等に集約して中長期的観点から広い領域での活用を図る)
- ⑦ 権利管理のノウハウや特許維持費用等が十分でない当事者（一般的に大学等。資力のないベンチャー企業も）については、資力等がある当事者（一般的に参加企業。資力のある大学等）に成果を集約、活用主体とすることが現実的。

## ウ その他の事情

⑧ 実用化のために同業種間または異業種間で情報共有する必要がある場合には、中立性の観点から、大学等の非営利機関が活用主体となることが好ましい場合もある。

⑨ 研究テーマに関する分野において同業他社間での競争が激しい場合、企業側が安心して実用化に取り組めるように当該企業に成果に関する独占的な実施を確保することが有効な場合や、逆に、競争を促すために大学等に成果の帰属を集約したうえでデータ、そこから広くライセンス付与スケジュール類型方が実用化に適切な場合もある。

## 👉 データの取り扱い方法（各モデル第1条、第22条第4項、別紙）

「さくらツール」では

**第1条(定義)**: 本データ、利用権限、各当事者提供データ(A)、本成果データ(B)(AとBの対象となるデータの範囲は別紙で特定)

**第22条第4項(利用方法)**: 基本的にはAは提供当事者が利用権限を有し、Bはデータごとに別紙で定める。**別紙(案)**を提供。

👉 既存の知財未満のデータも「新たな情報財」として重要性が高まり、「そのデータは誰が利用できるのか？」が問題

B2C/B2Bを通じて、**データ・オーナーシップ(利用権)**の規律は、原則として個人や企業の当事者間の合意に基づく「**契約**」に委ねられている。

データ利活用のためには**契約**において、知的財産権とは別に、

①**対象データの定義**（特定方法。提供データと成果データ）【情報の切り分け：入力データ、観測データ、推計データ】

②**利用権限の分配**（第三者への開示、ライセンス等）等に関する取り決めが必要。**詳しい契約文例（解説）は、経済産業省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（データ編）」を参照**

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/201806150011.pdf>

\* 2019年7月1日～平成30年改正不正競争防止法により新設された「**限定提供データ**」が施行。営業秘密に該当しないデータも、要件に該当する場合には同法により保護される。

👉 他の参加当事者が保有するBIPの取扱い（各モデル契約第21条）

コンソーシアム共同研究目的でのBIP使用（21条1項）は原則として無償使用できる。例外的に対象外とするBIPは、契約後一定期間内に書面で特定する。

成果の事業化目的でのBIP使用（21条2項）は、以下を選択  
①原則使用不可（使用には個別の書面合意が必要）か、  
②原則使用可（有償・無償）。例外的に対象外とするBIPは、契約後一定期間内に書面で特定、または他の当事者に通知して研究推進委員会等で承認する。

さくらツールでは、使用許諾の対象から除外するBIPを特定するための書式も提供

👉 事後参画・脱退の手續/権利義務（各モデル契約28条、29条）

事後参画（28条）

1項：新たにコンソーシアムに参加するためには研究推進委員会の承認が必要

2項：参加する前に得られていた成果IPにつき、①か②を選択

①参加者に当初参加者と同様の実施や実施許諾権を付与する。

②付与しない（参加後の成果IPについてしか権利なし。第三者と同様に実施許諾が必要）

脱退（29条）

1項：脱退するためには研究推進委員会の承認が必要

2項：原則として、脱退前成果につき他の契約当事者に実施または実施許諾する権利を付与する義務を負う

3項：脱退前に得られていた成果IPにつき、①か②を選択

①脱退者は、脱退前に有していた他の契約当事者が保有するIPの実施権等を失う。

②保持する

## 4. 機微技術の取り扱い に関する注意

【セクションA 大学等への処方箋】

A-2. 知の好循環

4 知的財産権の積極的活用を前提とした契約  
現状と課題

## (安全保障上の要請)

- また、外国企業との共同研究等の連携活動については、令和元年6月に、①連携の基本的な考え方、②安全保障貿易管理等の遵守すべき法令、③リスクマネジメントの方策、④実務的な留意事項及び手順、⑤国内外の大学・公的研究機関の具体的な取組事例がガイドラインとしてとりまとめられた<sup>3</sup>。
- 近年の機微技術の窃取等による安全保障上の懸念の広がり<sup>4</sup>を踏まえると、大学等においても安全保障貿易輸出管理の厳格な運用が求められるところである。外国企業との連携に当たっては、常に知的財産権やその他の非公知性の情報の提供が前提となる契約の形態次第で、大学等における輸出管理体制への負荷とリスクを増大させる結果となりかねないことを考慮すべきである。

<sup>1</sup> [文部科学省「平成30年度大学等における産学連携等実施状況について」](#)

<sup>2</sup> [「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」\(平成28年3月 経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室\)](#)

<sup>3</sup> [「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—\(中間とりまとめ\)」\(令和元年6月 内閣府政策統括官\(科学技術・イノベーション担当\)\)](#)

<sup>4</sup> [「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告」\(令和元年10月8日 経済産業省\)](#)

## (参考)

➤2001年の**中国** WTO加盟後の自由資本主義体制への非対称的な組み入れは、知的所有権の保護、国家管理経済体制の否定といった西側価値観への収斂という期待に繋がらず、むしろ**軍民融合の動き**や**国有企業保護**、**知的所有権の不当な入手**といった国主導の経済政策への懸念が拡大。

➤「中国製造2025」 [http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content\\_9784.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm)

➤インターネット安全法(37条等)や国家情報法などにより、**企業秘密のソースコードの開示要請**、**特定の規格・暗号の強制**、**外資による中国内のデータの持出制限**

➤これに対抗して、**米国**は、**貿易赤字解消のための関税賦課**と併せて、**技術覇権確保**に取り組んでいる

・2019年度国防授權法(National Defense Authorization Act 2019)の下での防衛産業政策の拡大

・外国投資リスク審査近代化法(Foreign Investment Risk Review Modernization Act)、**CFIUS**、**輸出管理改革法(Export Control Reform Act)**の施行

・Huawei社関連企業のEntity List掲載等サイバーセキュリティ関連施策の導入

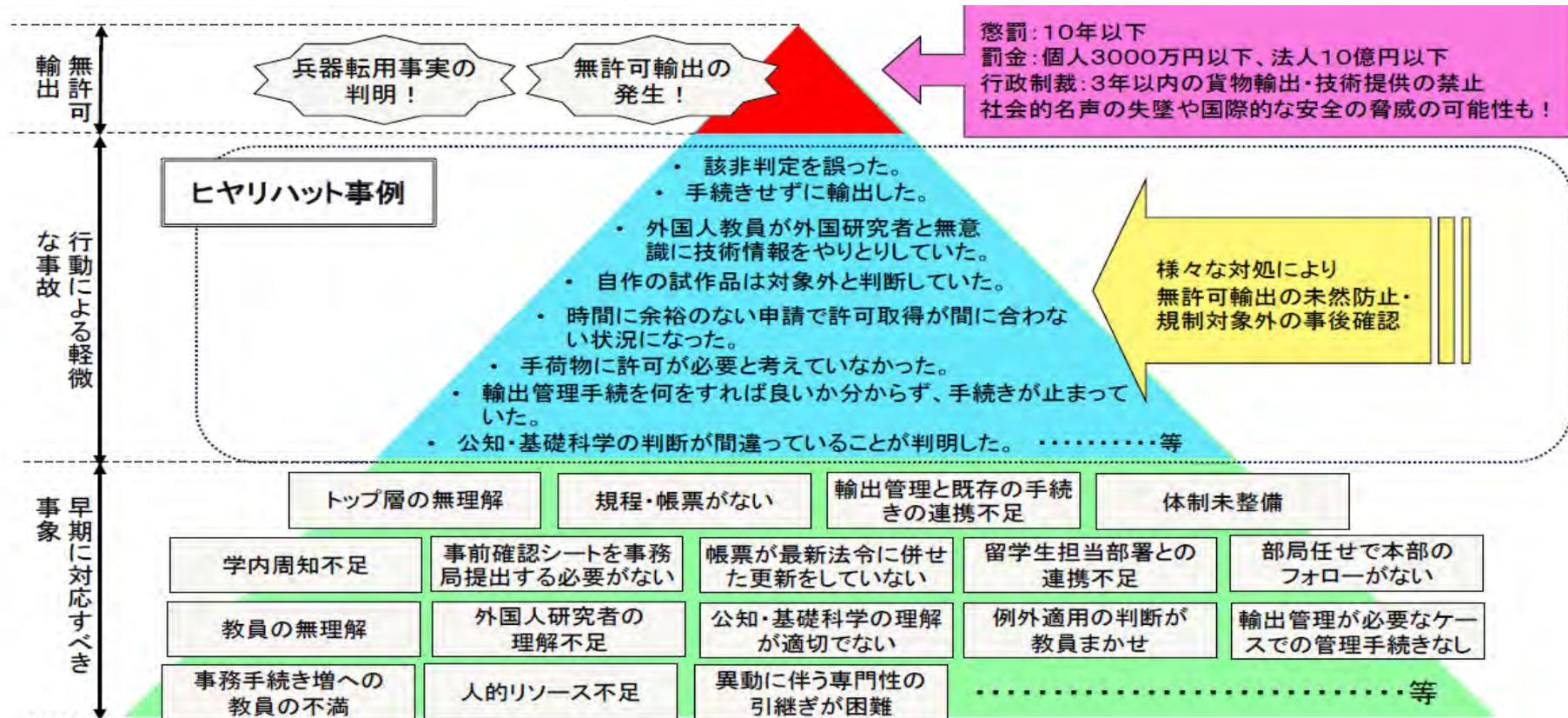
# 機微技術～エマージング技術

- 安全保障貿易管理における**機微技術**とは、武器に限らず、民生品であっても大量破壊兵器等に転用できる物に関する技術で、国家又は国際安全保障に甚大な影響を与え得るものをいうとされている。機微技術の規制対象は、「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」(The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)等の国際レジームで合意後、各国の法令等により定められている。
- 近年、諸外国において**未成熟だが先進的かつ革新的な技術(エマージング技術)**を国際レジームで規制の対象とする等、技術管理を強化する動きがある。

【エマージング技術14分野】①バイオテクノロジー, ②補給関連技術, ③AI・機械学習, ④付加製造技術(3D プリンタ等), ⑤測位技術(Position, Navigation, and Timing), ⑥ロボティクス, ⑦マイクロプロセッサ, ⑧ブレインコンピュータインターフェース, ⑨先進コンピューティング, ⑩極超音速, ⑪データ分析, ⑫先端材料, ⑬量子情報・量子センシング技術, ⑭先進セキュリティ技術(advanced surveillance)

- 特に、**米国では、エマージング技術、基盤技術の規制を強化する動きが具体的に進んでいる。**米国等の外国企業や大学、研究機関と共同研究を積極的に進めるためには、**相手国側の規制を踏まえたリスクマネジメント管理が求められる。**管理体制が不十分な組織は先進的な連携活動から排除されるリスクを意識して、機微技術管理の国際動向を常にフォローする必要がある。

# 「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」より



経済産業省 安全保障貿易管理課 令和2年1月(更新)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/jireishu.p>

# 「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」より

## 共同研究契約のない共同研究

分類：国際協定・共同研究

### 内容

海外の大学や研究機関等との共同研究において、研究費の受入れ等がないため、共同研究契約を締結していなかった。

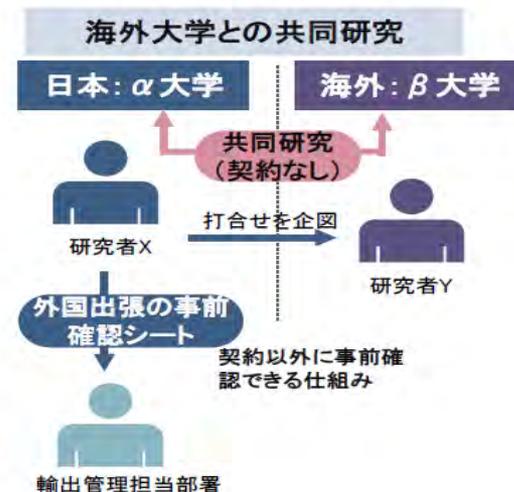
研究者Xは、外国の国際会議（公知の技術提供あり）に参加した後、共同研究先である研究者Yと打合せを行うことを予定し、海外出張申請に伴う事前確認シートを提出した。

### 対処

輸出管理担当部署は、公知の技術提供判断の適切性の確認だけでなく、共同研究についても輸出管理の観点から確認を行い、今回の打合せ内容や共同研究の内容にリスト規制やキャッチオール規制の対象となる技術提供がないことを確認した。

### 原因

契約を伴わない共同研究の開始時点で輸出管理手続きを実施しなかった。



対策・アドバイス

- ✓ 共同研究の場合、契約を行う場合は契約書締結の前に書類が回るため、安全保障上の確認もできる、との運用を行っている大学はこのようなケースに対応できません。
- ✓ 共同研究は契約の有無にかかわらず検討開始段階で安全保障上の確認ができるようシステム設計し、教員等が自主的な確認を必ず行うようリテラシーを高めることが必要です。
- ✓ このケースでは出張申請と事前確認シートが関連づけられており、把握できたという点では評価できます。

# 「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」より

## 機関間合意に基づく外国でのインターンシップ

分類：国際協定・共同研究

### 内容

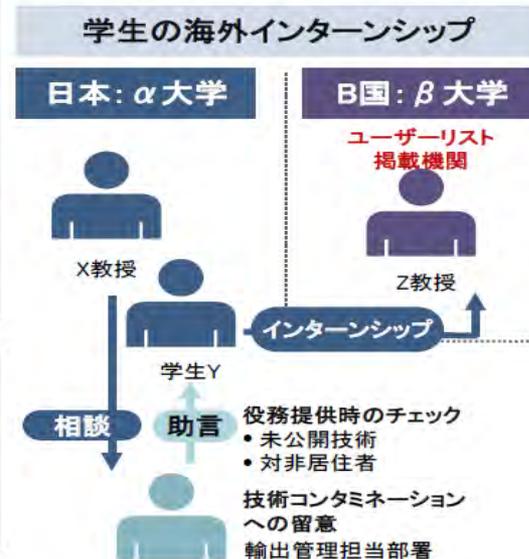
α大学のX教授の日本人学生Y(居住者)は、A国の企業に所属しB国のβ大学の非常勤講師を務めるZ教授の指導の下、β大学でインターンシップを行う計画であった。β大学は、外国ユーザーリスト掲載機関である。本インターンシップに関して、α大学とA国企業の共同教育活動実施合意書の締結を検討し、合意直前に学内の輸出管理部署への相談があった。合意書の相手先はA国企業であるが、外国ユーザーリスト掲載機関であるβ大学への規制技術の提供が懸念された。

### 対処

輸出管理担当部署は、X教授を通じ、学生Yが未公開技術をB国で提供する際は、必ずα大学の輸出管理のチェックを受けること、インターンシップ中はA国企業、α大学、及びβ大学の技術のコンタミネーションが生じないように留意することを確認した。

### 原因

特定の技術提供予定技術が不明であることから、手続きが締結直前まで行われなかった。



対策・アドバイス

- ✓ 共同研究契約だけでなく、技術の提供が想定される学生交流等の協定や合意においても管理の対象とすることが必要です。
- ✓ 留学生の受入れだけでなく、派遣の場合もカバーできる学内審査体制の構築、審査資料の整備及び学内への周知が必要です。



ご清聴ありがとうございました

桜坂法律事務所 弁護士 林 いづみ

[izumi.hayashi@sakurazakalaw.tokyo](mailto:izumi.hayashi@sakurazakalaw.tokyo)